

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。郵送等の際はファスナー付き透明ケースに入れ（透明なビニール袋に入れテープで密封しても可）、本人以外の方がポストに投函してください。

## 特例郵便等投票請求書

記載例

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙において、最高裁判所裁判官国民審査の現在の場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

また、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示できない場合等は、選挙管理委員会が保健所等から特例郵便等投票の事務の実施に必要な情報を確認することに同意します。

令和●年●月●日

丸亀(市)町 選挙管理委員会委員長 殿

必ず自分で記載(自筆)してください。

1 請求者	フリガナ	センキョ タロウ		
	氏名 (必ず自書してください)	選挙 太郎	生年月日	●年 ●月 ●日
	住所	〒761-●●●● 香川県丸亀市●●丁目●番●号 ●●マンション●号室		
	連絡先	電話番号	090 ( 1234 ) ●●●●	メールアドレス
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ			
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所以外(宿泊療養施設に所在する等住所と異なる場合のみ記載) 〒761-●●●● 香川県高松市●丁目●番●号 ●●ホテル			
3 提示(同封)する文書 (外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の提示をすることができない特別の事情がある場合の申出)	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面(原本)(次の①~③のいずれかを選択)			
	なし	<input checked="" type="checkbox"/> ① 下記②③の書面の提示(同封)をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)及び(b)を記入。市町(区村)選管が保健所等に対象者であることを確認しますので新たに書面の交付を受ける必要はありません。) (a)理由 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> その他( ) (b)外出自粛要請等を行った保健所又は検疫所の名( )		
あり	<input type="checkbox"/> ② 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ③ 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面			
4 備考	(2) その他の文書(該当する場合のみ選択)(原本)			
	<input type="checkbox"/> 在外選挙人証(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書(選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合) <input type="checkbox"/> 南極選挙人証(南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)			
		●年●月●日以後:〒761-●●●● 香川県丸亀市●●丁目●番●号 ●●マンション●号室 に所在します。		

メールアドレスを持って  
いれば記載してください。

連絡の取れる電話番号を記載  
してください。

書面の提示ができない場合は③を選択し、理由及び要請等のあった保健所又は検疫所の名称を記載してください。

投票用紙の受領時に別の場所に所在することが確定している場合(例:宿泊療養施設からの退所予定が確定している場合など)は当該場所と時期を移動後の備考欄に記載してください。  
※これ以外の場合でも投票用紙の送付先を変更しなければならないときは速やかに連絡してください。

### 注

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(原本)(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面(原本)は、投票用紙等と併せて返送します。)  
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項イ 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の3))  
ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面  
エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 特別の事情により注3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)①にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証のいずれも原本をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、郵送又は代理の方による持参により行うことができます。
- この請求書は、便宜上衆議院小選挙区選出議員選挙・衆議院比例代表選出議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の3つの選挙(審査)の名称を併記し、1つの請求書で3つの選挙(審査)の投票用紙等の請求ができるようになっていますので、これらの選挙(審査)のうち請求しないものについては、その選挙(審査)の名称を抹消してください。